

新	旧
<p style="text-align: center;">災害医療対策事業等実施要綱</p> <p>第1 災害拠点病院整備事業（略）</p> <p>第2 災害拠点精神科病院等整備事業</p> <p>1 目的</p> <p>この事業は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な災害拠点精神科病院を整備すること及び災害時等の緊急時において、災害発災からおおむね48時間以内に被災都道府県等において活動できるDPAT（以下「<u>日本DPAT</u>」という。）を有する病院に、同隊が被災地域で活動する上で必要な診療設備等を整備することにより、災害時の精神科医療を確保することを目的とする。</p> <p>(1) 被災した際の、被害状況、診療継続可否等の情報の、EMIS等を用いた都道府県災害対策本部への共有機能</p> <p>(2) 医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神科医療を行うための診療機能</p> <p>(3) 精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能</p> <p>(4) 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派</p>	<p style="text-align: center;">災害医療対策事業等実施要綱</p> <p>第1 災害拠点病院整備事業（略）</p> <p>第2 災害拠点精神科病院等整備事業</p> <p>1 目的</p> <p>この事業は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な災害拠点精神科病院を整備すること及び災害時等の緊急時において、災害発災からおおむね48時間以内に被災都道府県等において活動できるDPAT（以下「<u>DPAT先遣隊</u>」という。）を有する病院に、同隊が被災地域で活動する上で必要な診療設備等を整備することにより、災害時の精神科医療を確保することを目的とする。</p> <p>(1) 被災した際の、被害状況、診療継続可否等の情報の、EMIS等を用いた都道府県災害対策本部への共有機能</p> <p>(2) 医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神科医療を行うための診療機能</p> <p>(3) 精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能</p> <p>(4) 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派</p>

<p>遺機能</p> <p>(5) 被災しても早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含む平時からの備えの実施</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p>都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点精神科病院及び日本DPATを有する病院で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする（ただし、4 事業内容（1）については地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 災害拠点精神科病院として、必要な施設を整備するものとする。</p> <p>ア 診療に必要な施設は耐震構造であること。</p> <p>イ 電気等の生活必需基盤の維持機能</p> <p>(ア) 非常用自家発電設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による蓄電機能を有するものに限る。）</p> <p>(イ) 給水設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な水を確保するための受水槽又は地下水利用のための設備）</p>	<p>遺機能</p> <p>(5) 被災しても早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含む平時からの備えの実施</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p>都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点精神科病院及びDPAT先遣隊を有する病院で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする（ただし、4 事業内容（1）については地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 災害拠点精神科病院として、必要な施設を整備するものとする。</p> <p>ア 診療に必要な施設は耐震構造であること。</p> <p>イ 電気等の生活必需基盤の維持機能</p> <p>(ア) 非常用自家発電設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による蓄電機能を有するものに限る。）</p> <p>(イ) 給水設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な水を確保するための受水槽又は地下水利用のための設備）</p>
---	--

<p>(2) 災害拠点精神科病院及び<u>日本DPAT</u>を有する病院として、必要な診療設備等を整備するものとする。</p> <p>ア E M I S 及び災害時診療概況報告システムの端末</p> <p>イ <u>日本DPAT</u>の携行式の応急用医療資機材、応急用医薬品、衛星電話等</p> <p>第3 医療施設土砂災害防止施設整備事業 (略)</p> <p>第4 医療施設等耐震整備事業 (略)</p> <p>第5 医療施設耐震化促進事業 (略)</p> <p>第6 NBC災害・テロ対策設備整備事業 (略)</p> <p>第7 防災訓練等参加支援事業 (略)</p> <p>第8 DMA T等活動支援事業</p> <p>1 目的</p> <p>この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMA T (DMA Tロジスティックチームを含む)、<u>日本DPAT</u>及び災害支援ナースが、被災都道府県に設置される保健医療福祉調整本部等での活動や、被災地における、災害現場</p>	<p>(2) 災害拠点精神科病院及び<u>DPAT先遣隊</u>を有する病院として、必要な診療設備等を整備するものとする。</p> <p>ア E M I S 及び災害時診療概況報告システムの端末</p> <p>イ <u>DPAT先遣隊</u>の携行式の応急用医療資機材、応急用医薬品、衛星電話等</p> <p>第3 医療施設土砂災害防止施設整備事業 (略)</p> <p>第4 医療施設等耐震整備事業 (略)</p> <p>第5 医療施設耐震化促進事業 (略)</p> <p>第6 NBC災害・テロ対策設備整備事業 (略)</p> <p>第7 防災訓練等参加支援事業 (略)</p> <p>第8 DMA T等活動支援事業</p> <p>1 目的</p> <p>この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMA T (DMA Tロジスティックチームを含む)、<u>DPAT先遣隊</u>及び災害支援ナースが、被災都道府県に設置される保健医療福祉調整本部等での活動や、被災地における、災害現場</p>
---	--

<p>での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p>(1) 都道府県からDMAT指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。</p> <p>(2) <u>日本DPAT</u>が所属する医療機関及び都道府県精神保健福祉センターの開設者、被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。</p> <p>(3) 災害支援ナースが所属する施設の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) DMAT、<u>日本DPAT</u>及び災害支援ナースの派遣は、被災都道府県からの要請に基づくことを原則とする。</p> <p>(2) 厚生労働省は、必要に応じて被災都道府県に代わってDMAT、<u>日本DPAT</u>及び災害支援ナースの派遣要請ができる。</p> <p>(3) 本事業に要する費用については、被災地に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、同法第18条による支弁を優先するものとする。</p>	<p>場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p>(1) 都道府県からDMAT指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。</p> <p>(2) <u>DPAT先遣隊</u>が所属する医療機関及び都道府県精神保健福祉センターの開設者、被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。</p> <p>(3) 災害支援ナースが所属する施設の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) DMAT、<u>DPAT先遣隊</u>及び災害支援ナースの派遣は、被災都道府県からの要請に基づくことを原則とする。</p> <p>(2) 厚生労働省は、必要に応じて被災都道府県に代わってDMAT、<u>DPAT先遣隊</u>及び災害支援ナースの派遣要請ができる。</p> <p>(3) 本事業に要する費用については、被災地に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、同法第18条による支弁を優先するものとする。</p>
---	---

<p>第9 DMAT訓練事業（略）</p> <p>第10 災害医療コーディネーター研修事業</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p>（1）都道府県災害医療コーディネーター研修事業 <u>国立健康危機管理研究機構</u></p> <p>（2）地域災害医療コーディネーター研修事業 都道府県</p> <p>3 （略）</p> <p>第11 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業（略）</p> <p>第12 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業（略）</p> <p>第13 DPAT養成支援事業</p> <p>1・2 （略）</p>	<p>第9 DMAT訓練事業（略）</p> <p>第10 災害医療コーディネーター研修事業</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p>（1）都道府県災害医療コーディネーター研修事業 <u>独立行政法人国立病院機構</u></p> <p>（2）地域災害医療コーディネーター研修事業 都道府県</p> <p>3 （略）</p> <p>第11 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業（略）</p> <p>第12 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業（略）</p> <p>第13 DPAT養成支援事業</p> <p>1・2 （略）</p>
---	---

<p>3 事業内容</p> <p>(1) 運営委員会の設置</p> <p>行政機関、精神科医等からなる運営委員会を設置し、以下の事項について協議するものとする。</p> <p>ア DPAT構成員の登録基準作成及び登録審査</p> <p>イ DPAT構成員に対する研修・訓練の企画（DPAT統括者及び<u>日本DPAT</u>を対象とするものを除く。）</p> <p>ウ DPAT活動マニュアルの作成及び改訂、緊急時の拠点及び役割の設定</p> <p>エ DPAT活動の評価</p> <p>オ DPAT活動に関する情報交換、その他必要な事項</p> <p>(2) DPAT構成員に対する研修</p> <p>DPAT構成員に対して、精神保健上の専門的対応技術及び相談支援技術の習得及びそのスキルアップ、チーム活動手法の訓練、活動報告の方法及び項目等を目的とした研修（DPAT統括者及び<u>日本DPAT</u>を対象とするものを除く。）を実施する。研修は、構成員が新たに参加するときだけでなく、対応技術の維持・向上のため、定期的に行うこと。</p> <p>(3) DPAT事務局との連携</p> <p>複数の都道府県が関わる広域的な災害が起こった場合には、DPATが被災県の要請に応じて、応援に行くことも想定される。このため、円滑に他の都道府県市やDPATと連携できるよう、運営委員会及びDPATは、DPAT事務局</p>	<p>3 事業内容</p> <p>(1) 運営委員会の設置</p> <p>行政機関、精神科医等からなる運営委員会を設置し、以下の事項について協議するものとする。</p> <p>ア DPAT構成員の登録基準作成及び登録審査</p> <p>イ DPAT構成員に対する研修・訓練の企画（DPAT統括者及び<u>DPAT先遣隊</u>を対象とするものを除く。）</p> <p>ウ DPAT活動マニュアルの作成及び改訂、緊急時の拠点及び役割の設定</p> <p>エ DPAT活動の評価</p> <p>オ DPAT活動に関する情報交換、その他必要な事項</p> <p>(2) DPAT構成員に対する研修</p> <p>DPAT構成員に対して、精神保健上の専門的対応技術及び相談支援技術の習得及びそのスキルアップ、チーム活動手法の訓練、活動報告の方法及び項目等を目的とした研修（DPAT統括者及び<u>DPAT先遣隊</u>を対象とするものを除く。）を実施する。研修は、構成員が新たに参加するときだけでなく、対応技術の維持・向上のため、定期的に行うこと。</p> <p>(3) DPAT事務局との連携</p> <p>複数の都道府県が関わる広域的な災害が起こった場合には、DPATが被災県の要請に応じて、応援に行くことも想定される。このため、円滑に他の都道府県市やDPATと連携できるよう、運営委員会及びDPATは、DPAT事務局</p>
---	---

<p>と協力して、日頃から情報共有を図るとともに、DPAT事務局が主催する研修等に参加するなどして、他県の担当者やDPAT等と情報交換等を図ること。</p> <p>4 (略)</p> <p>第14 医療施設非常用通信設備整備事業 (略)</p> <p>第15 医療施設浸水対策事業</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 止水板等<u>もしくは防水壁</u>の設置</p> <p>建物内への浸水を有効に防止できる場所に止水板等（浸水に耐える材質で、取り外し、移動又は開閉が可能なもの）<u>もしくは防水壁</u>を設置するものとする。</p> <p>(2) 医療用設備の移設</p> <p>水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する想定浸水深（以下「想定浸水深」という。）、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する基準水位（以下「基準水位」という。）より高い位置に医療用設備（建物と一体として整備を行う必要のある医</p>	<p>と協力して、日頃から情報共有を図るとともに、DPAT事務局が主催する研修等に参加するなどして、他県の担当者やDPAT等と情報交換等を図ること。</p> <p>4 (略)</p> <p>第14 医療施設非常用通信設備整備事業 (略)</p> <p>第15 医療施設浸水対策事業</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 止水板等の設置</p> <p>建物内への浸水を有効に防止できる場所に止水板等（浸水に耐える材質で、取り外し、移動又は開閉が可能なもの）を設置するものとする。</p> <p>(2) 医療用設備の移設</p> <p>水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する想定浸水深（以下「想定浸水深」という。）、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する基準水位（以下「基準水位」という。）より高い位置に医療用設備（建物と一体として整備を行う必要のある医</p>
---	---

<p>療用設備に限る。)を移設するものとする。</p> <p>(3) 電気設備の移設</p> <p>想定浸水深又は基準水位より高い位置に電気設備(受変電設備、自家発電機設備、分電盤、それらに付随する設備機器等)を移設するものとする。</p> <p>(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置</p> <p>建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第16 医療施設ブロック塀改修等整備事業(略)</p> <p>第17 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業(略)</p> <p>第18 医療コンテナ活用促進事業(略)</p>	<p>療用設備に限る。)を移設するものとする。</p> <p>(3) 電気設備の移設</p> <p>想定浸水深又は基準水位より高い位置に電気設備(受変電設備、自家発電機設備、分電盤、それらに付随する設備機器等)を移設するものとする。</p> <p>(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置</p> <p>建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第16 医療施設ブロック塀改修等整備事業(略)</p> <p>第17 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業(略)</p> <p>第18 医療コンテナ活用促進事業(略)</p>
--	--